



JASDAQ

平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 エン・ジャパン株式会社
(コード番号 4849)
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 孝二
問 合 せ 先 執行役員経営企画室長 長谷川 正恒
(TEL. 03 - 3342 - 4506)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成27年6月25日開催予定の当社第15期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材を役員として招聘し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約が締結できるよう、定款第27条(取締役の責任免除)及び第35条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更については各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです(下線部分は変更箇所を示しております)。

現行定款	変更案
第1条～第26条(省略)	第1条～第26条(現行どおり)
(取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。 (新設)	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) <u>② 当社は、同法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u>
第28条～第34条(省略)	第28条～第34条(現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、同法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、同法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第36条～第39条 (省略)</p>	<p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月25日 (木)

定款変更の効力発生日

平成27年6月25日 (木)

以 上